

## 令和6年度 宮古島市敬老会のご案内

宮古島市では、多年にわたり社会のためにつくしてきた高齢者の皆様に敬意と長寿を祝うために、満70歳以上の方を対象に下記の日程で敬老会を開催致します。

### 開催日時・場所

#### ◎城辺地区

9月12日(木) 14:00～ 城辺公民館(旧城辺農村環境改善センター)

#### ◎上野地区

9月12日(木) 15:00～ 上野公民館(旧上野農村環境改善センター)

#### ◎下地地区

9月12日(木) 16:00～ 下地農村環境改善センター

#### ◎平良地区

9月13日(金) 14:00～ マティダ市民劇場

#### ◎伊良部地区(年度毎に交互に順番を変更しています。)

9月16日(月) 10:00～ 佐良浜学区 伊良部公民館

9月16日(月) 14:00～ 伊良部学区 伊良部公民館



☎ 高齢者支援課 ☎ 0980-73-1964

## 令和7年 二十歳を祝う会(成人式)のご案内

令和4年(2022年)4月1日に改正民法が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられましたが、宮古島市は従来どおり**20歳を迎える方**を対象に式典を開催いたします。

◆主催：宮古島市・宮古島市教育委員会

◆日時：令和7年1月5日(日) 開場13:20 開会13:50

◆会場：JTAドーム宮古島(宮古島市スポーツ観光交流拠点施設)

◆対象者：平成16年(2004年)4月2日～平成17年(2005年)4月1日までに

生まれた者のうち、次の①または②に該当する者

①宮古島市に住民登録されている方

②宮古島市内の小・中学校に在籍歴がある方



◆問い合わせ先：宮古島市教育委員会 生涯学習振興課 ☎0980-72-3764

※対象者への参加案内の発送はありませんので、ご了承ください。

※旗・のぼり・幕については会場内に掲示するスペースを設ける予定ですので希望の方は事前に連絡をお願いします。

## 自主防災組織認定証交付式を行いました

7月23日、宮古島市は、上野地区で初となる上野自治会自主防災会に認定証を交付しました。

自主防災組織とは、住民一人ひとりが、「自分の命は自分で守る(自助)、自分たちの地域は自分たちで守る(共助)」という考えのもと、災害発生時の被害の防止や軽減することを目的に、地域住民が協力して活動する組織のことです。

上野自治会自主防災会は、今後、安全、安心な地域づくりに向けて、資機材の整備や防災訓練などを行い、地域防災力の向上を目指し取り組んでまいります。

市防災危機管理課では、更なる自主防災組織の設立に向けて、勉強会を実施していますので、希望される団体、自治会はお気軽にお問い合わせ下さい。



☎ 防災危機管理課 ☎ 0980-73-1961

## 令和6年度 宮古島市子ども議会開催



子ども議会で議長を務めた松本琉汰さん

令和6年7月30日に「令和6年度宮古島市子ども議会」が、宮古島市議会議場において開催されました。「未来を担う子ども達」が、地域や学校の課題等について考え、自ら市政に提案する機会を創出するとともに、行政や議会、まちづくりに関心を持ってもらうこと」を目的に開催された本子ども議会には、市内11中学校から24名の生徒が参加し、中学生の視点から市に対して様々な質問を投げかけました。

子ども議員に委嘱された24名の中から、臨時議長、正副議長が選出され、選出された議長のもと議事が進行されました。一般質問では、子ども議員一人5分の持ち時間で、「緊急時の避難誘導対策、オーバートリズムや環境問題、学校の設備や体育館の雨漏り対



今回の子ども議会の様子は、YouTubeで「令和6年度宮古島市子ども議会」で検索するとご覧いただけます。



お問い合わせ先：宮古島市教育委員会 教育総務課 ☎ 0980-73-1970

策、中学生の飲酒喫煙」など、多岐にわたる質問や要望に対して、座喜味市長、嘉数副市長、大城教育長をはじめ各部局長が答弁を行いました。質問席に立った子ども議員の皆さんは、議場の独特な雰囲気や、市長、副市長、教育長、各部長を前に緊張した様子も見られましたが、凛とした態度により、実際の議会さながら見ごたえのある子ども議会となりました。

## 国民年金保険料 一部免除のご案内

国民年金保険料を未納のままにすると、老後の年金だけでなく、障害年金や遺族年金まで受け取れなくなってしまう場合があります。経済的な理由により、保険料を納めることができない場合は、免除制度をご活用ください。

### ✓全額免除以外にも保険料額を一部免除できます！

国民年金保険料は、本人からの申請により前年度所得に応じて保険料額の4分の3、半額または、4分の1が免除される制度があります。令和6年度の免除・納付猶予(継続免除等)の結果が却下となった場合でも、一部免除に該当する可能性があります。ぜひ、お手続きして下さい。※本人、配偶者、世帯主それぞれの前年度所得が一定額以下の場合に、保険料が全額免除 または一部免除となります。

### ✓申請手続きはかんたんです！

免除申請する場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を市役所の国民年金担当窓口もしくは、平良年金事務所にご提出ください。(郵送でのご申請やマイナポータルから電子申請も可能です)

### ✓減額された保険料を納付することが大事です！

減額された残りの保険料を納付しない場合、「一部免除された期間」ではなく「未納期間」となるため減額された残りの保険料を納付することが大事です。

### ◎年金相談は、事前予約が便利です

年金の請求手続きや受給している年金についてのご相談は、予約するとお客様のご都合にあわせてスムーズに相談できます。是非、ご利用下さい。

### 【予約を利用できる相談・手続き】

○年金の請求手続き(老齢年金・障害年金・遺族年金・未支給年金)	1 インターネット 2 電話予約
○年金請求の手続き(上記以外の年金請求) ○年金見込額や年金記録の確認 ○年金の受取口座変更手続き ○各種通知書の内容確認や再交付申請	2 電話予約

#### ■インターネット(パソコンや携帯電話)で予約する場合。(基礎年金番号を用意下さい)

日本年金機構 予約相談 受付時間 土日祝日含め毎日(8:00~23:30)  
翌々開所日以降の予約ができます。 ※システムメンテナンスにより停止する場合があります。

#### ■電話で予約する場合は、☎0570-05-4890

050 から始まる電話からおかけになる場合は、☎03-6631-7521 受付時間:月~金曜日  
8:30~17:15(土日祝日、年末年始を除く)  
※ご予約の際は、「基礎年金番号」又は「マイナンバー」をご用意下さい。

#### ■平良年金事務所 お客様相談室 ☎72-3650(自動音声1⇒2)

国民年金課 ☎72-3650(自動音声2⇒2) / 市役所 市民課年金係 ☎72-3751(代)

## 国民健康保険および後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

### \*現行の健康保険証の新規発行終了について\*

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、令和6年12月2日以降、新規で加入する方や保険証を紛失した方への保険証発行は終了します。

令和6年12月1日時点でお手元にある保険証は、有効期限まで使用できますので大切にお持ちください。

### ✓国民健康保険証・・・令和7年3月31日

### ✓後期高齢者医療保険証・・・令和7年7月31日 まで使用できます。

令和6年12月2日以降、マイナ保険証(健康保険証の利用登録をしているマイナンバーカード)をお持ちでない方には、発行済みの保険証の有効期限が切れる前に「資格確認書(保険証の代わりとなるもの)」が交付され、引き続き安心して医療を受けることができます。

詳しくは厚生労働省ウェブサイトでご確認いただけます。



詳細はこちら  
厚生労働省 HP

問 国民健康保険課 ☎73-1973

## 児童手当制度 改正のご案内

令和6年10月(12月支給)分からの児童手当の制度が一部変更になります。

### 大切な5つのお知らせです。必ずご確認ください！！

1. 高校生年代(18歳年度末)まで児童手当がもらえます。
2. 所得制限が撤廃されます。
3. 第3子加算額が15,000円から30,000円に増額します。
4. 振込月が年3回から年6回(偶数月)に増えます。
5. カウント児童が22歳年度末までとなります。※1

※1) 監護相当の確認書を提出し、認定された方のみがカウントの対象となります。



### 制度改正による申請が必要な方

以下のアからエに該当する場合には、令和6年10月分以降の児童手当について申請が必要です。(受付期限:令和6年10月31日(木)(必着)まで)

- ア. 現在、所得上限限度額以上の所得があるため、支給対象外となっている方
- イ. 高校生年代(H18.4.2~H21.4.1生まれ)の児童のみを養育している方
- ウ. 現在、児童手当を受給していて、支給対象児童に登録されていない高校生年代(H18.4.2~H21.4.1生まれ)の児童を養育している方
- エ. 現在、児童手当を受給していて、支給対象児童とH14.4.2~H18.4.1生まれの兄弟等を含めて、3人以上いる場合

### 公務員の方へ!!

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。申請が必要な場合には、勤務先に提出してください。

### お問い合わせ先

宮古島市役所 子育て支援課 「児童手当担当」窓口  
電話:0980-72-3751(内線:2584・2593)  
(受付時間:8時半~17時)※12時~13時は除く

		現在	制度改正後 令和6年10月から
0歳~2歳		15,000円	15,000円
3歳~小学生	第3子以降 15,000円	10,000円	10,000円
中学生		10,000円	10,000円
高校生		なし	10,000円
所得制限		所得制限あり	所得制限なし

問 子育て支援課 ☎73-1966

## 宮古島市 定額減税・調整給付金のご案内

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人市・県民税の減税(定額減税)が実施されます。

その中で、減税しきれないと見込まれる方について、給付金支給(調整給付)を実施いたします。

### 【対象者】

・令和6年度個人住民税が宮古島市から課税されている方(令和6年1月1日時点で宮古島市に住所を有する方など)で、要件を満たす方。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。

※給付要件については、下記のQRコードからご確認ください。

### 【支給手続き】

・対象者には、確認書を含めた申請書類等を一式発送いたします。発送予定日は令和6年8月下旬ごろを予定しています。お手元に届いた確認書の記載内容について確認の上、郵送又はオンラインにて申請することができます。(オンライン手続きがスムーズですのでお勧めします。)

【申請期限】・令和6年10月31日(消印有効)

### 【お問い合わせ先】

・調整給付についてのお問い合わせは、下記専用窓口にて承ります。  
受付時間は8時30分~20時00分(土日祝含む)となります。



定額減税・調整給付に関する市HP

問 定額減税・調整給付金  
コールセンター

☎0120-40-8050